

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年11月27日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

11月27日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（三好義治委員、川端福江委員）	
認定第5号の審査	11
質疑（山本善信委員）	
採決	15
閉会の宣告	15

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月27日(木) 午前10時 開会
午前11時8分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	川端福江	委員	三好義治
委員	弘 豊	委員	山本善信	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	有山 泉	同室参事	吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長	藤原堅太郎	秘書課長	井口久和		
同課参事	橋本英樹	人事課長	山本和憲	同課参事	石原幸一郎
政策推進課長	山口 猛	同課参事	小矢田博子	同課参事	工藤正巳
人権室人権推進課参事	林 彰彦	人権室女性政策課長	牛渡長子		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼総務防災課長	杉本正彦		
同部参事兼財政課長	宮部善隆	同部参事兼市民税課長	寺本敏彦		
総務防災課参事	小原幹雄	法制文書課長	奥 幸市	情報政策課長	東角泰典
市民税課参事	柳瀬順一	固定資産税課長	入倉修二	同課参事	中西利之
納税課長	布川 博	工事検査室長	角田猛志	同室参事	亀尾 豊
会計管理者	小寺芳政	会計室長	寺西義隆		
監査委員、選挙管理・公平・	固定資産評価審査委員会事務局長	南野邦博			
同局次長	豊田拓夫				
消防長	石田喜好	消防本部次長兼消防署長	浜崎健児		
同本部参事兼総務課長	北居 一	同課参事	明原 修	予防課長	森 一男
警備第1課長	本山 勝	同課参事	熊野 誠	警備第2課長	樋上繁昭
同課参事	納屋浩二				

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成19年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は三好委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の質疑を行います。

三好委員の3回目の質疑から始めます。

三好委員。

○三好義治委員 おはようございます。

それでは、3回目の質問を行います。大きく11項目質問をさせていただいて、それぞれ前回の質問の中では要望も出させていただきました。3回目の質問につきましては、3か4項目になっているというふうに思っております。ただ、日にちがちょっとたつてますので、少々ダブった質問になるかもわかりませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、まず第1点目の総務防災課の関係での車両管理事務の関連でございます。車両管理事務について専門的なことにつきましては、前回のご答弁でよくわかったんですが、やっぱり気になるのが常に出てくる事故の関係での処理の仕方ですね。それぞれ部門ごとに考えたときに、その現業の車両での事故件数というのが非常に目立つわけでございますが、そういったところでの、車両管理、一般車両でも91台管理している中で、事故を起こさせないという取り組みというのが必要ではないかなというふうに思っております。

その中で、前回ご答弁いただいたのが、こういった車両管理の事務報告書のあり方については、安全運転管理者を置いているけども、そこまでの権限が一方ではないということの中での全庁的な動きがなされていないわけですね。ならば、労基

法に定められている安全衛生委員会、これは事務的な公的な立場では制限範囲はいろいろあると思いますけども、そういったところまで視野を広げながら、そういった交通事故の撲滅への取り組みをされたらどうかというふうに思っております。

この点については、総務防災課が答弁というよりも、全庁的なことなんで、多分、市長公室長あたりかなというふうに思いますが、総務部長になるんかな、そこらでの人事の関連でもあると思いますので、そういった全庁的な動きを平成19年度決算の中で、どういう動きをされてきたのかという点についてお聞かせいただきたいと思っておりますし、万が一できてないんやったら、今後の対応としてどうなされていくのかという点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、2点目の消防救急出動のあり方についてでございます。この点についても、前回の質問をさせていただいたときには、この北摂圏内において救急車の出動については、それぞれ連携をとる中で、第二次、第三次、それぞれ遅滞のないように搬送されているというふうに伺ってるんですが、我々、こういった部分につきましては、想定外のところでの、やっぱり想定も一方ではしておかなければならないのではないかなというふうに思っております。

奈良で起こった、ああいった産婦人科の、新聞報道で読んでいる範疇でいいますと、これこそまさにたらい回して書いてましたので、たらい回しの事件があった。また東京でも、また、たらい回しがあって、死亡事故までつながっていった。我々、この本市におきましてはどうやのといったときに、三次救急というのが、やっぱり他市にお願いをしないといけない、今、状況でございます。そういった、三

次救急までを考えたときに、北摂だけでなしに、例えば隣接している淀川を越えたら門真、寝屋川、守口、こういったところもあります。そういったところでの連携体制はどうなっているのか、拡大したときの大阪府下の体制ですね。さらにドクターヘリというのが最近我々の方も、補助金も出しながらいろいろやっていますが、そういったドクターヘリへの対応なんかは、本市としてどうなされているのかという点についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと3点目の、これはもうまさに人事課に質問していた部分で、質問した結果が、消防の年末年始の公休出勤手当の500万の返還金であったということでございます。きっちり500万の返還金になっているというのも、また不思議だなというふうに思っておりますけれども、まず、退職された方に対する請求権という点について、要はこの500万というのは、現職の職員で何名ぐらいおって、退職された方で何名ぐらいおられて、平均額と最高幾らぐらいの返還金であったのか、この点についてさらにお聞かせいただきたいというふうに思っておりますが、その請求権という点についての、返還命令ですね、退職された方の、この点についても、非常に気になるところでございます。この点について、どういう見解の中で返還請求されたのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

人事課についてでございますが、人事については、2点質問をさせていただいたと思っております。要は、正規職員をいろいろ定数管理の関係から削減をしております。一方では非常勤職員、いわゆる派遣並びにアルバイトを雇用しております。柔軟な勤務体系等々につきましては、私も異論はないんですが、た

だ、公的立場の中で、今、派遣法が改正されたり、請負業が改正されたり、いろんなアルバイト、パートの賃金処遇が今取りざたされております。そういった関係で、公的立場で今のそういった現状をとらまえて、どういうふうに思われているのかというご質問をまずさせていただいております。これについて明快な回答をいただきたいなというふうに思っております。

もう一方では、そういった面では、正規職員が削減をされてまいりました。まさに仕事の改革をしないことには、仕事が前に進んでいかない。その仕事の改革を行う上では、そこに働いている職員のやりがい、生きがいをやっぱり求めていかなければならない。そういったところについての、職員研修がそれで充足されているのかということをお聞かせいただいておりますし、その中では、Off-JTだけではなくに、やっぱりOJTというのも必要であるというふうに思っております。こういったところでの、人事課の今の取り組みについてお聞かせいただきたいというふうに思いますが、一方では、そういった物事を考えていくときに、一般質問で言いましたけれども、ワークライフバランスという中で、まさにここに仕事の改革と生活の改革をしながら、その両立を行っていく、まず人事主導の中で考えていかなければ、これは実践できないのではないかなというふうに思っております。そういった観点の中で、ご答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 1点目のご質問についてお答えを申し上げます。

我々職員が使う公用車について、いろいろと事故等が発生いたしまして、過去

におきましても、議会の方からもご指摘をいただいたところでございまして、今現在、事故が起きた場合ですね、こちら人事課といたしましては、関係課に聴取をいたしまして、その事故の状況あるいは職員の状態等もございまして、特に事故等が多発する場合、その運転をしている者が多く事故を起こす場合は、一時的に運転手からおろして、作業員に回っていただくとか、そういうふうな措置もしております。また、再発防止に向けた、所管課の取り組み等もお聞かせを願っております。事故をなくすように努力はしてきているところでございます。

ご質問の労働安全衛生委員会等への視野を広げて検討してみてもどうかということでございます。労働安全衛生委員会は、職員の労働に関すること、安全衛生に関することが主でございますが、一応、そういう職場内での事故等でございますので、そのような方向を一度、労働安全衛生委員会につきましても検討していきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 消防救急出動のあり方について、ご答弁させていただきます。

産科、脳疾患等の重篤な患者の搬送先病院であります。通常、産科の場合につきましても、かかりつけ病院へ搬送するのが原則であります。かかりつけ病院がない場合や脳疾患、心疾患等の重症患者の搬送につきましても、患者の観察状態により適正な病院を迅速に見つけるため、大阪府救急医療情報システムで検索し、近隣から救命救急センター、また、大学病院の総合病院に救急搬送いたしておりますが、時間帯や診療科目、患者の重症度によっては、受け入れ病院が見つからず、遠方の医療機関になり、長時間

になる場合があります。

搬送時間といたしましては15分から30分ぐらいで病院搬送を行っております。重篤な心疾患、脳疾患であります。三島、千里、阪大、守口、関西医大等の救命救急センター、国立循環器病センター等の専門病院へ、また、産科では済生会吹田病院、淀川キリスト教病院、大阪医科大学附属病院などの地域周産期母子医療センターへ救急搬送しております。

また、ドクターヘリの運用につきましては、平成20年1月17日より運用が開始されており、基地病院は吹田市にあります大阪大学医学部附属病院高度救命救急センターで、365日、午前8時30分から日没までの天候が障害とならない日となっております。本市のヘリポートは5カ所を登録しております。現在のところ、脳疾患、心疾患を含むすべての救急事案に対しまして、救急隊員によるバイタル等の観察により、大阪府救急医療情報システムを検索し、近隣の救命救急センター、総合病院の診察可能な病院へ連絡し搬送しておるのが現状であります。ドクターヘリの利用につきましては、救急車等の関係訓練も行っておりますが、出動要請するに当たりましては、要請からヘリ到着までの時間と、阪大病院までの救急車による搬送時間が余り変わらないことや、安全管理上、関係機関への連絡や砂あらし等の対応のため、消防隊を増隊しなければならず、そのような時間を考え、利用いたしておりませんが現状であります。特殊災害等の事案により、ドクターヘリの利用も必要があると考えております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原総務課参事 それでは、私の方から過払いの具体的金額等につきましても、ご答弁させていただきます。

過払いの対象となりましたのは、消防職員85名、うち平成19年の12月現在での退職者7名でございます。過払いの合計金額につきましては、5年間、平成14年の12月からの支払い分にさかのぼり積算しました結果、合計額で63万3千4百69円4角、一人当たりでは最高額で21万8千224円、最少額で1万2千105円、平均ですと7万4千525円でございます。

過払い金額に係ります事務処理といたしましては、該当者に返還協力を求めた結果、全員にご理解、快諾いただきまして、平成19年12月に現職の職員78名と退職者7名、計50万5千376円の返還が済み、これを19年で決算いたしたところでございます。

これが20年になりますが、20年6月に残りの分割を希望した職員、これは現職でございますが、21名分の12万7千9百318円の返還が済み、全額の返還が完了いたしました。

次に、退職者への請求についてでございますが、現職の職員と同様、これは地方自治法第236条に規定されております金銭債権の消滅時効である5年間ということにさかのぼり積算請求いたしました。これは、新聞、インターネット等で見ると、全国的にも同じような対応をやっておりまして、近隣での対応も同じような対応でございました。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず、非常勤・臨時職員のあり方について、公的立場からというお問い合わせでございます。

非常勤職員につきましては、国家公務員におきましては、一定の制度化をされて、非常勤職員の位置づけがございます。人事院勧告におきまして、非常勤職員の中には業務面から見ると恒常的に必要

とされる業務等々、また一時的に生じた業務に当たる職員等々がいらっしゃる、不均衡もあると。人事院といたしましても、給与に関する指針の策定を加えて問題意識を持って考えていきたいという指針をされております。

我々、地方公務員におきましては、国のように確固たる法的な位置づけとしてなかなか我々に見い出せないものがございますので、各市条例なり規則によって運営をしているというのが現実的対応でございます。

また集中改革プランの正規職員削減を全国的に展開する中で、総務省の方が各団体がやはり非常勤職員であるとか、臨時職員であるとかの活用をしておられるというプランを各団体がつくっているという関係上、また人事院におきまして、そのような勧告が出ている関係上だと思っておりますが、これは想定でございますけれども、総務省におきまして、ことし7月に地方公務員の短時間勤務のあり方に関する研究会というのが、この7月だったと思っておりますが、立ち上がりました。その研究内容といたしましては、公務員の短時間勤務制度に関する事項について調査研究を行うと、その中で任期つき短時間制度のあり方、活用方法、もう1点が臨時非常勤職員の任用のあり方ということが検討をしておられます。

12月段階で一定の何か指針なりが出てくるということも伺っております。我々といたしましては、やはり、地方財政改革を行っていく中、非常勤職員、臨時職員の方々のご協力というのも当然必要になってまいります。また、総務省、国の方でいろいろ検討しておられます、そのような指針を受けまして、今後、本市のあり方について検討を、より一層の検討をしてみたいというふうに考えてお

ります。

続きまして、正規職員の生きがい、またワークライフバランスという関係のところでございますけども、2回目のご答弁にもお答えいたしましたように、人材育成の基本方針を作成いたしております。ここの総合的人材育成システムという中で、研修制度また人事制度また職場でのOJTまたその他職場との連携というのが今後人材育成をしていく上で不可欠であるということも記載をいたしております。また、その中で研修制度を充実していきたいということも掲げさせていただいております。

このような制度をすべて使いながら、職員の生きがい、やりがいを見つけていけるような研修を人事の方でいま一度、いま一層、研究をいたしまして、また人事の方が事務局をさせていただいてます職員で運営しております研修委員会というのがございます。その中でもご議論をいただきながら、職員の人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 いいですか。

以上で三好委員の質問は終わりました。

川端委員。

○川端福江委員 おはようございます。

先般から各委員が、いろんな形で質問をされておられます。精査をしまして、なるべく重複をしないように数点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、決算書の方ですね97ページ、款2総務、項1総務管理費、目12女性政策費の分でありますけれども、啓発誌の作成委託料12万円が計上されております。決算概要を見ましたら、男女共同参画社会に向けての啓発誌の発行となっております。この本のタイトルと冊数とありますか、あと配布等について教えて

いただきたいと思います。

2点目は、決算概要になりますが、130ページのところに自主防災組織支援事業ですね、三好委員も質問をされておりますけれども、ちょっと観点が違いますので、質問させていただきたいと思っております。

私は決算額が43万5,355円と計上されているんですけども、自主防災組織の結成と育成を図るとあります。19年度の開催状況ですね、自主防災と、あと参加数の状況ですね、どうしても年々増加の一途をたどっているというふうには思えなくて、ある意味マンネリ化があるんじゃないかと思っておりますし、これ本当に一番大事な、地震大国で日本ありますので、いつ何どきってというのは、もう特にまた東南海・南海地震等も予測をされているところでありますけれども、本当に一番大事な部分であると思っておりますので、それこそこれは必要なことでもありますし、また皆さんに周知徹底といいますが、何もないときはいいんですけど、いざっていつかのためにってということで、これはもう皆さん周知の事実でありますけれども、そういったところで、何とか活性化といいますか、マンネリを防ぎたいなという思いでありますので、ちょっと19年度の状況だけを教えていただきたいと思います。

3点目は、決算概要のちょっと前後して申しわけない、49ページなんですけども、女性政策課であります。男女共同参画センター管理事業ということで、その中の活動専門員と賃金ということで、決算額は1,719万422円というのが計上されております。

この中で、何人の方が、賃金でありますけれども、おられるのかということと、あと職務体制ですね、弁護士の方も女性

相談等でおられたりすると思えますけれども、この1,700万のなにかしかのお金の配分といいますか、要するに弁護士の方に幾らと、またほかに担当していただいている方ということで、これは賃金になっておりますので、その内訳を教えてくださいたいと思えます。

もう1点は次の50ページなんですけれども、この決算概要の女性問題相談事業とありますが、これは女性の面接相談また法律相談等、女性電話相談を実施と、備考のところにありますけれども、いろんなさまざまなことに対応していただいて、本当にご相談にいかれる方は、それこそ大きな、頼りにされていると思えますし、また喜んでおられる方もおられます。その実施状況ですね、事務報告書に詳しく掲載していただいておりますけれども、これも報酬の内容ですね、教えてくださいたいと思えます。

先ほどの49ページの活動専門員等の賃金とありましたけれども、どういう何人の方で、どういう職務体制になつてののかということですので、よろしく願いしたいと思えます。

一応4点だけ、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 私の方からは自主防の組織の訓練内容等についてお答えしたいと思えます。

19年度につきましては、旧小学校区の単位の自主防災組織としては9カ所で訓練を行っていただいております。この中で約2,100名の方の参加をトータルでいただいております。1カ所大体150名から200名、250名程度参加をいただいております。開催状況参加状況はそういうことですが、これは19年度だけにかかわらず、

ずっと続けていかないといけない、もちろん大事なことで、委員ご指摘のとおりかと思えます。

マンネリ化というお話もございました。確かに各小学校区、また自主防災組織の役員さん、ご努力をいただきながら実施をいただいておりますが、やはり、できる訓練の内容というのは、ある程度限られているというのも事実でございます。その中でもいろんなことを工夫をいただき、我々もご相談いただいた中で消防とも十分協議しながらやっておりますが、やはり科目的には一定限られてきているのかなと思っております。

ただ、私、講評をさせていただくときに申し上げるんですけど、マンネリ化という言い方をされますし、また同じことかかっていうことを言われますけども、一方でこれは恒例にさせていただきたい、毎年同じことであっても繰り返していただきたいというお願いをしております。何度やってもこれは大事なことから、お願いしたいというふうに、我々もお願いいたしますし、役員さんにもお願いいたします。役員さん自身が一番マンネリ化をおそれられるというか、また同じことをされるということで、参加者から言われるのもつらいと思うんですけども、それもあって、そういうふうにお伝えしております。

そういうことでご理解をいただきたいと思うんですけども、一方でこの12月7日には新たに旧の三宅校区の自主防の組織が立ち上がります。あと、これで旧の柳田校区だけに、もう、これもお願いをしておりますが、なりまして、自主防の結成についても、今後とも努力をし、また訓練についても努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解の方お願いいたします。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権室女性政策課長 それでは、女性政策課に係ります3点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず啓発誌の作成内容と配布先ということでございますけれども、女性問題シリーズといたしまして、毎年、市民向けの啓発誌を作成させていただいております。平成19年度は女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマに「NO女性への暴力」というタイトルで、1,000部を作成いたしました。

主な配布先につきましては、市内の全課、DVネットワーク会議に参画の市民課やこども育成課等の窓口、それから市役所ロビーのチラシラックに配置をさせていただくとともに、公民館、図書館、男女共同参画センターといった公共施設にも置かせていただいております。

また、男女共同参画センターの主催講座で、DVセミナー等を実施した機会に受講生に配布をさせていただいたり、あるいはDV相談にお見えになった市民の方に情報提供という形でお配りをし、活用をさせていただいております。

2点目の男女共同参画センターの専門員等の賃金に係る部分でございますが、現在、男女共同参画センターの事業運営の担い手といたしまして、非常勤一般職の活動専門員4名と、専門員を補助する職員として非常勤一般職の活動推進員3名、計7名を雇用しております。

職務体制ということでございますけれども、活動専門員と活動推進員の違いということになるかと思いますが、活動専門員につきましては、女性関連施設などで実務経験を有する者、あるいは女性問題に関する専門知識を有するものでございまして、男女共同参画センターの講座運営、情報の収集発信、相談、市民活動支援といったセンター事業の推進役と

なる職員でございます。

また、活動推進員につきましては、活動専門員の補助的な役割を担うものでございまして、女性問題あるいは男女共同参画センター事業に関心をお持ちの市民の方を行政パートナーという位置づけで雇用をさせていただいております。

先ほど、職務体制の中で、弁護士等というお話がございましたが、これにつきましては、相談事業を委嘱しておりますので、そちらの方で合わせてご答弁申し上げます。

女性問題相談事業の報償金の内訳というご質問でございますけれども、現在、男女共同参画センターにおきましては、女性のための相談事業といたしまして、法律、面接、電話の各種相談事業を実施しております。面接相談はフェミニストカウンセラーに委嘱をしております、毎月第1、第3の火曜日の午後1時から5時まで、お一人50分の予約制で運営をしております。平成19年度につきましては22日の実施日がございましたので、報償金71万1,480円を支出しております。

次に、法律相談は弁護士を委嘱しております、毎月第2、第4の火曜日の午後1時半から4時半まで、お一人30分の予約制で実施をしております。平成19年度につきましては、24日の実施日がございましたので、報償金62万4,000円を支出しております。

次に、電話相談につきましては、専門の電話相談員によりまして、毎週月、木、土曜日の午前10時から午後4時までを実施いたしております。なお、土曜日につきましては、相談件数の増加を踏まえまして、平成19年度より拡充をさせていただいたものでございます。

総数141日の実施日がございました

ので、報償金66万8,340円を支出しております。また、電話相談員につきましては、情報の共有化ですとか、スキルの保持のために、スーパーバイザーによるケース検討会議等もあわせて開催をしております。バイザーに対する報償金といたしまして15万5,000円を支出させていただいておりますので、記載の決算金額についてはそういったものの総数ということになります。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。最初の啓発誌の作成の委託料ですけども、よくわかりました。あと、関連するんですけども、摂津市の男女共同参画計画せつ女性プランの19年度の推進の状況報告というのがありましたけれども、その中に、8ページなんですけども、男女平等教育の学習の推進の項目のところに、その内容としまして、19年度の実績の中に、人権の教育副読本を用いて、その家庭における家族の役割について学ぶと、また、職業体験学習を通じて女性の社会進出や男女平等について学ぶということが、19年度実施をされたとありますけれども、これは人権の副読本でございますから、「にんげん」という小冊子だと思います。

このことについて、真に女性の社会進出や男女平等についてこの副読本、人権は本当に大事なことであります、もう、すべての基本、根本だと思いますけれども、それで特に男女共同参画の教育といいますか、勉強って、学べるのかという疑問がありますんで、それについてお伺いを、もう一度教えていただきたいと思っております。

2点目の自主防災でありますけれども、先般からも三好委員の方もありましたり、また避難所運営マニュアルといいますが、

出されるという、これは避難所についてからのというお話がありましたけども、今、お聞きさせていただいて、やはり、それこそ担当課の考え方というのがすごく大きな影響がありますし、当然、その方向に行くわけでありましてけれども、恒例にするという、恒例が大事であるという、これ本当にすごく大事なことでもありますけれども、その中にやっぱり、私も何力所も、それこそいろんなところに行かせていただいて、特にそれを感じるわけでありましてけれども、参加を、ずっとまじめに参加をされている方、いつも一緒やという、そういう感覚になれないかなという、そういったこともありますし、ですから、やっぱりマンネリという言葉が悪ければ、それこそ、また言葉を考えて、また言葉をかえて言わないといけませんけれども、同じことといえますか、どういったいいのでしょうかね、だから、本当に地域の方にまたお知恵を拝借しながら、なるべく、また新しいものを1点入れていくというか、そういう目新しいものは特にはないでしょうけども、そういう質疑応答しながら、またどういう方向に行けばさらに盛り上がり、またさらに皆さんが防災に対する意識というか、そういったものを身につけていただけるのかという、そういったこともまた、今後考えていただけたらということで、要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3点目でありますけれども、女性活動専門員等の賃金につきまして、今教えていただきました。それこそ、活動推進員さん、また活動専門員さん、専門員さんは今もお話がありましたとおりでありますけれども、活動推進員さん3名の方は、また専門員の補助ということで、行政パートナーということで、市民の方からとい

うことで言っていたいておりましたけれども、本当にそれこそ市民に、活動専門員さんもある程度研修も受けて、そういう専門性も必要でしょうけれども、女性大学校が、今までありました。そういう勉強されたり、本当に意識を持っていらっしゃる方の受け皿がなかなかないということも、私たちも常に気になってますし、何かそういう機会がないかなというのは、いつも考えておりますけれども、そういったところに推進員さんはそういった方で選んでいただいたり、また参加をされてると思えますけれども、本当に市民の皆さんの中では立派な方がたくさんおられますので、また、門戸を広げていただいて、活動の専門員さんの方も、そういう状況に応じて、その人によりますけれども、そういったところで、またなるべく市民の方で、また研修を受けてそういう任につかれるような、そういう門戸を広げて、できるだけいただきたいなということを要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと女性問題の相談事業の件であります。本当に今答えていただきましたように、さまざまな形で弁護士さんとか面談の方、また電話で相談していただいたり、先ほども話さしてもらいましたけれども、本当に皆さんが、私も何回かここでされてますよっていうことで行かれたり、また、本当にそういう相談の窓口も十分に配慮していただいているということで喜んでおられます。でもまだまだDVが多いんですよ、ドメスティック・バイオレンスも多いですし、ですから本当にそういった意味で、今、金額の方を聞かせていただきましたが、私の質問が悪かったんでしょか、女性問題の217万4,320円、決算額が出ておりますね、計上されておりますけれども、その中に報償

金が215万8,820円と、一時保育委託料が1万5,500円となっております。この215万8,820円が今言っていたいただいた弁護士さんとか面談の方、また電話で相談に応じていただいている方、その方々の額じゃないかと思うんですけども、この今言っていた金額を計算しますと、215万8,820円になるんですね。そうですね。その内訳を聞かせていただきましたかったので、ちょっとこれをさっと計算をしておりますのでした。

これからも本当に女性の皆さんの心の支えになっていただけるように、さらにお願いをしておきたいと思えます。1点だけよろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権室女性政策課長 2回目のご質問にご答弁させていただきます。

学校教育におけます男女共同参画に対する取り組みの部分でございまして、せつつ女性プランの平成19年度推進状況に報告の内容につきましては、男女平等教育学習の推進につきまして、学校現場では大阪府の人権教育副読本「にんげん」を用いまして、その中にございまして男女共生をテーマにした内容を取り上げて、男女の共生や家庭における役割について、学習する機会とされているという報告をいただいたまとめをさせていただいたものでございまして、その内容で学べるかということのご質問でございましたけれども、女性プランの推進につきましては、女性政策課のみで行えるものではございませんで、各施策推進課となる担当課の方の積極的な取り組みも必要になってまいります。学校教育の方でも十分にそういった趣旨を踏まえて、男女平等教育に取り組んでいただいているものと思っておりますので、報告の内容のと

おりとさせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの女性問題相談事業の報償金の内訳ですけれども、先ほど申し上げました数字を足していただきますと、決算額の215万8,820円になりますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。最初の分ですね、啓発誌の、今、この男女共同参画の重点施策が男女平等教育学習の推進と、施策の方向が学校教育における男女平等教育の推進という形になっております。先ほど言われたように、大阪府の方からおりてきているということで、この「にんげん」も本当に大事な小冊子、副読本でありますので、しっかり学んでいただいたらと思いますが、なおかつ、男女平等参画社会とはどういうことなのか、なぜ必要なかというようなことも、これは吹田なんですけども、「エール」という本が、小冊子ですね、もう本当に三、四ページ、五ページぐらいのもんですけども、これをつくっておりまして、中学生向けってということで、男女共同参画社会を目指す啓発冊子としてつくっておられます。

こういう中学生のつぶやき、また家事についてってね、本当に女性だけが家事をするわけではなくして、いろいろな形で男女ともに手を携えてというのが、最後の方には男性の職業のようなところも女性が入っているし、またその逆もありますけども、いろんな男女はもう一緒にすよという形の、先輩たちの生き方を知ってみようという、こういうのがつくってるんですね。そんなんで、やっぱりはっきりとわかる、それこそ、そういう男女共同参画社会とはどういう社会なのかという、私たちが推し進めておりますけれ

ども、そのことをやっぱり教育現場といいますかね、中学校のときから、またある意味、小学校では同和があるんです、「これ変だな」という、ちょっときょうは持ってきておりませんけれどもね、そういう年代別といいますか、小学生と中学生という、そういうような形でやっぱり小さなころからというか、学校教育の中でもこれはここだけではいけない、いろんな関連性があるでしょうけども、そういった形でこういう小冊子も、ぜひまた今後作成していったらどうかというのを提案とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第5号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山本善信委員。

○山本善信委員 それでは、まずですね、歳出にかかわっての話で、それぞれ太中、味舌上、鶴野、乙辻、小坪井と、財産区の個々の支出項目があるわけですけれども、補助交付金の内容についてですね、これは大体は見当はついてるんですけどね、恐らく地域の会館の維持管理費とかあるいはそういったことが中心に事が動いていると思うんですけど、念のためにその辺の事情を聞かせていただきたいと思います。

それから、一般会計のときにいろいろやりましたけども、いわゆるこの財産区財産の運用についてといったらいいのか、あるいはまた、それを活用するという形

でといたらいいのか、いわゆる一般会計の方へ貸し出しをして、一般会計の方で用立てていただいているというような経過があると思うんです。この辺についてのどういうことなのかということは、改めてこの機会に説明を求めておきたいと思います。

それから、もう一つは、財産区財産というのは、今数字にあらわれない部分で具体的にどういったものがあるのかということについて、市の方ではすべて把握をしておられると思うんですが、この点についてですね、それをまた数字にあらわれない財産区財産について、どういうふうな形で事が推移したのかということです。それをお聞かせいただきたいと思います。

既に、数字にあらわれているというのは、いわゆる味舌上の財産区のように、実際にその分を貸し出しをして、いわゆる収入として上がってきていることがあるわけですね。ですから、そういったことについて、やはり有効に活用していく、それが一般会計の方にそのうちの2割が入るということであるわけですから、そういったことの活用の努力というのは、この年度でどういう、あるいはまた過去の年度でどういうことを具体的にされてきたのかといったことなんかについても、この際にご説明をお聞きしておきたいと思います。

○野口博委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 それでは、それぞれの財産区の事業交付金の使い道ということでございますけれども、一般的にそれぞれ地区では集会所といいますか、公民館ともいっていますが、地区の会館を持っておりまして、それらの公民館の管理光熱水費、いわゆる管理人がおるところはその費用、各団体に清掃の管理

を委託されているところは、そういった委託料が中心でございます。

それと、その会館以外に地区で防犯灯事業をされているところもありますので、そういった防犯灯の修理につきましても、その財産区の費用から出ております。

それと、消防関係で消火ボックスの修繕、ホースの格納箱の購入、そういったものについても使われております。

一般的に会館あるいは旧の地域のところの費用に充てているというふうに理解していただければと思います。

財産区の財産をどのように活用されているかということでございます。今、一つは、味舌上財産区なんですが、土地をスーパーマーケット及び企業に貸し出してあります。それは、市場池の横の敷地でございまして、イズミヤの駐車場に貸し出してあります。

それから市場池のそばに小池というのがございまして、そこも現在埋立地になっておりますが、その場所につきましては、岡本銘木店というところに駐車場として貸し出してあります。また、それ以外の小池の部分につきましては、近くのイズミヤから従業員用に貸し出してほしいというのがございましたので、20年度につきましては、年度途中から貸し出しをしております。

そして、その土地収入のうち2割、20%につきましては、市の方へ繰出金として歳入として上げさせていただいております。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、一時借入金の分について、私の方から答弁させていただきます。

過日、19日に一般会計のご審議のときに、一応説明させていただきましたが、ダブることあるかもわかりませんが、説

明をさせていただきます。

決算概要の19ページのところに、一時借入金の借り入れ状況を掲載させていただいております。19年4月22日から、20年2月27日まで、それから、20年2月28日から20年4月22日までということで、一応、通年で財産区財産のいわゆる余剰金ですか、繰越金を運用させていただいております。

これは、この前も説明いたしましたように、ペイオフの関係がございまして。従前でしたら、余剰金を金融機関の方に預け入れをし、それから定期利息を得ておりました。ところが、ペイオフで1,000万以上の分については元本が保証されないということで、従来どおりの銀行に預けるとなれば、無利子の当座預金というふうになります。それでは、財産区財産のせっかくの財産を確実に、有益な運用ができないということで、本市の一時借入金に導入をしたものでございます。

この前も言いましたように、金融機関で一時借入を借りたならば、今でしたら2%ないし3%ぐらいの利息を払わなければならないというようなことがございます。もちろん、一時借入ですので、金融機関で借りますと必要なショートした期間、2カ月、3カ月ぐらいの期間になるんですけども、それでも通年で定期で借りる方が、市としては安く上がると、それからまた反対に財産区の方では確実に利息収入が得られるというようなことで、運用してまいりました。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 今のお答えで中身の方は実際に私も十分承知しておるつもりなんですけども、この財産区財産というのは、ちょっと特殊な自治体としての管理しなければならない部分ではあるんですけども、これまでの経過を考えてみます

と、非常に消極的な活用だけしかできてないような感じがするわけですね。ですから、これをやっぱり、公の財産として積極的に活用していくということの方向を模索するというか、検討しなければならないのではないかというふうに思うわけですね。

予算にあらわれてない、数字にあらわれてない財産、例えば旧三宅の関係からしますと、八丁池という池があるわけですが、こういった財産とか、あるいはまた、千里丘小学校の坪井の分に関しては、もう既に市の方にはまだなっていない部分があるわけですね。そういったことなんかについても、この予算そのものには数字としてはあらわれてきませんけれども、やはり、そういったことについてのことも十分考えなきゃならんでしょうし、しかもそのことが、例えば、今、味舌上財産区のように、その地代が20%収益というか、活用できればその分については、わずかではありますけれども、市の方の財政的な面も潤うような形になるわけですから、だからそういったことも、やはり市の方として、地元の財産区はもちろんいろいろと考えることあるんですけども、かなり制約があったり、あるいはまた、役員さんが変わられたりして、なかなか系統的にきちっと管理することについて、積極的な管理の方法を見い出せないというふうなのが実態だというふうに思っておりますので、ですから、その辺のところについてですね、プロの立場から担当の方でしっかりと見通しを持って、その辺のところを考えていただいて、これから地元の財産区の関係の皆さんにも指導と申しますか、助言と申しますか、そういったことでやっていただきたいというふうに思う立場から、今のようなご質問を申し上げたわけです。

ですから、非常に地味な部分でありますので、しかも今までから、そんなに積極的にどうのこうのという問題になったようなことはありませんし、大きく処分できたり何かしたりして、数字にあらわれてきたときには、やや、こんなのもあったんかということで、八丁池のときでも25億のお金が入って、そのうちの5億が茨木市と摂津の方に渡って、1億、2億のお金が入っている、それ以外にも、その数字の利息が一般会計の方に2割ずつ毎年入っていくというような形で、今はそんな状態ではありませんけれども、そういった時期もあったわけですから、だから、そういったことをやっぱり考えて、運用、活用してもらわないかんというふうに思いますのでね、その点について、これからも恐らくそういうことでやっていただけたらと思いますけども、さらにその辺のところをお願いしときたいというふうに思います。

それから、具体的に、数字になってない、この数字にあらわれてこない部分での財産区の把握というのは、きちっと台帳か何かでできてるのか、その点もう一度聞かせていただきたいと思います。八丁池の残りなんかありますわね。売却した残りとかね。そういった形で、具体的に数字になってきてない部分の財産区財産というのは、かなりあると思うんですけどね。その辺はどうなんでしょうか、それは台帳なりまとめた話として出せることはできるんでしょうかね。ちょっとその辺どういうふうになってるのか聞きたいと思います。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 財産区の財産でございますけど、我々が財産区の利用されていない部分というのがあって、ということで今ご指摘のとおりですけども、100

%捕捉できてるかどうか、なかなかではあるんですけども、そういう台帳は一応ございます。

ただ、財産区の財産の場合、これ旧の権利関係が非常に難しく入り乱れているというところがありまして、その辺の精査をもう一度考えないかなと、我々の中でもちょうど問題として意識は持っております。

一方で、積極的な財産活用というお話もございました。一つだけ、我々としても痛しかゆしといえますか、財産区というのは、基本的に積極的な行為をしないというのが法律の規定のように思います。今後、特にこういう都市化されたような地域の財産区というののあり方というのは、もうちょっと大きな国の制度全体の中でもう一度見直していただきたいなということもございますので、やっぱり府等へ、国等への要望、こういうのもしていかなくはいけないのではないかなと。でないと、いざ何か開発行為とか起こったときに、非常に開発される方自身が非常に動けないというようなそごも出てくるように思いますので、そういった面についても今後要望もしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解の方お願いしたいと思います。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 今のお話だと思っておりますけども、もちろん、積極的にどうのこうのことを申しましたんは、これはあくまで余り大っぴらにどうこうというつもりはもちろんないんですけども、現実が一番のいい例として味舌上財産区のように、現実にはわざわざ市の方の財政が潤ったり、あるいは財産区そのものについて、膨らますという方向で事が動くというのは、法ではちゃんと求めてないわけですから、それはそれで別にそこ

まで言うつもりはないんですけども、実質的にそういうことで判断していけるような形であるのではないかというふうに思うんですね。

ですから、それと同時に把握できてないかというのは、これはいわゆる村から合併で市になったときに、もとの財産についてどうやということの話ですけども、その法的なことも承知しているわけですけども、ただ、財産区が持てるというのは、いわゆる普通地方公共団体とか法人とかですね、あるいは個人とかっていうふうに限られて、その中途半端な状態に置かれている、それをある程度、市が全体として公の財産として特別会計で管理するという形になっているというのは十分承知しているわけですけども、ただ、そのときに、そのことについて、承知している、実際の財産区の特別会計を持ってそのことを考えている市として、やはりそういったことを十分把握した上でやらなきゃならん。

地元の財産の中には、いわゆる保存登記としてはっきりと所有権がそこにある、権利関係がそこにあるということじゃなしになっている部分、あるいはまた、極端な言い方したら、当時の古い時代の役員さんの名前で共同で名義人になっていると、しかしそれは実質的には財産区財産、地域のものだということの話があったりしますわね。そういうふうな中途半端な状態のものがずっと続いているわけですわ。法的な裏づけがいろいろあるにしましても、やはりその辺のところの管理をこれからもちゃんとしてもらわなきゃならんというときに、地元の関係の皆さんというのは、その辺のことを理解しておられる方もありますけれども、少ないということになれば、やはりそのことによって、そのために2割の部分を市の一

般会計に入れているというふうなことがあるわけですから、その辺のことをやっぱりプロとして、専門的にちゃんと管理するについて努力してもらわなきゃならんという、あるいはまたいろいろな法的な問題の裏づけ、その他についても、ちゃんと地元の皆さんに理解してもらえようような努力もしなきゃならんし、あるいはまたそのことについていろいろ方法を考えなきゃならんというのも市の方の関係の立場ではないかというふうに思いますので、あえてこういう形で申し上げているわけで、ひとつその辺のところをぜひ理解いただいて、これから対応していただきたいというふうにお願ひしときたいと思います。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時7分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好義治